

令和3年度事業報告書

令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで

NPO法人回復はどこにでもある

1 事業の成果

令和2年度は、板橋区及び周辺地域を主な活動場所として、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定自立生活援助などを展開した。

また、依存症者や家族等の相談・生活支援事業及び地域や学校での講演会や見学会の開催による依存症啓発教育事業も行っている。残念ながら、依存症関連問題に関係する研修は行えなかった。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業	指定特定相談・一般相談支援事業所を開設して、依存症者などの精神障害者等からの相談を受け、回復のための支援を行う。	平成29年4月より通年実施 週五日開所	板橋区板橋	5人	板橋区周辺の依存症者等310人	25,432
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	自立生活援助事業所を開設して、依存症などの精神障害者の地域生活向上を図り回復のための支援を行う。	平成30年7月より通年実施、週五日開所	板橋区板橋	4人	板橋区周辺の依存症者7人	1,254
依存症関連問題に関する研修・研究事業	依存症関連問題に関する研修事業を企画して開催する。	未実施	未実施	0人	関東周辺の関係者0人	0
依存症者や家族等の相談・生活支援事業	依存症に関するさまざまな相談を当事者や家族の相互支援グループの手法により支援を行う。	平成29年4月より通年実施 週五日開所予定	未実施	0人	板橋区周辺の依存症者や家族、関係者など5人	0
地域や学校での講演会や見学会の開催による依存症啓発教育事業	依存症からの回復の素晴らしさを伝えるための講演会等を開催する。	3月、9月、ほか随時	未実施	0人	板橋区内の関係者等 50人×2回	0
その他目的達成のための事業	東京都からの委託を受けて精神障害者地域移行促進事業を行う。地域移行コーディネーターと安心生活支援員の2人体制で地域移行に関連する事業を行う。	令和4年4月から令和4年10月まで。	区西部(新宿区、中野区、杉並区)、北多摩北部(小平市、清瀬市、東村山市、東久留米市、西東京市)	2人	区西部圏域と北多摩北部圏域の地域移行関係者100人	4,611

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日 時	実施所	従事者の 人数	事業費の 金額 (千円)